

事務連絡

平成21年5月20日

(社)日本医薬品卸業連合会 担当者 様

厚生労働省医政局経済課

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今般、国内において新型インフルエンザが発生したことを受け、5月16日の新型インフルエンザ対策本部幹事会において確認事項が示され、改めて抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通について措置することとされたところです。

この間、貴会会員の医薬品卸売業者の皆様方には抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について一方ならぬご尽力を賜り誠にありがとうございます。

しかしながら、当課あるいは新型インフルエンザ対策推進本部事務局あて、医療機関や地区医師会または報道機関などから、抗インフルエンザウイルス薬等が卸売業者から入手しづらくなっているのではないかと、あるいは発熱外来設置医療機関以外への供給が見合わされているのではないかとといった照会・苦情等が寄せられております。

すでに、標記について、5月8日付け事務連絡で依頼したところですが、その後、国内で新型インフルエンザが発生し、新型インフルエンザ対策ガイドラインに規定する第二段階に至っていることから、医療機関における診療に支障のないよう、異常な数量の注文の場合を除いて、発生地においては原則として注文量に応じて抗インフルエンザ薬を納入していただくよう、貴会所属の会員及びその社員に向け周知していただきますよう改めてお願い申し上げます。

事務連絡
平成21年5月8日

(社)日本医薬品卸業連合会 担当者 様

厚生労働省医政局経済課

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

WHOのフェーズ4宣言を受け、4月28日に新型インフルエンザ感染症の発生を正式に宣言したところですが、これに伴い、政府に新型インフルエンザ対策本部を設置し、対応を図っているところであります。

また、4月30日にはWHOのフェーズが4から5に引き上げられております。

この間、貴会会員の医薬品卸売業者の皆様方には抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について一方ならぬご尽力を賜り誠にありがとうございます。

しかしながら、当課あるいは新型インフルエンザ対策推進本部事務局あて、医療機関や地区医師会または報道機関などから、抗インフルエンザウイルス薬やインフルエンザ検出キットが卸売業者から入手しづらくなっているのではないか、あるいは発熱外来設置医療機関以外への供給が見合わされているのではないかといった照会・苦情等が寄せられております。

4月28日付け経済課長通知(医政経発第 0428002 号)及び同日付け経済課事務連絡の趣旨は、医療機関に対する医薬品、医療機器等の供給に支障がないようお願い申し上げるものであり、また、医療機関の大量発注による偏在を防ぐ観点から分割納入に努めていただくことを求めたものであります。

貴職におかれましては、事実と異なる説明を行うなどにより医療機関等から誤解を受けることのないよう、また、通常の季節性インフルエンザの診療に支障を来すことのないよう、通知及び事務連絡の趣旨について、貴会所属の会員及びその社員に向けて改めて周知いただくとともに、適切に指導をしていただきますようお願い申し上げます。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 大蔵、上木

TEL 03(5253)1111 内線 2531

03(3595)2421 (夜間直通)

FAX 03(3507)9041

E-mail ueki-yoshihiro@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
平成21年4月28日

(社)日本医薬品卸業連合会 担当者 様

厚生労働省医政局経済課

抗インフルエンザウイルス薬の安定供給について

WHOのフェーズ4宣言を受け、4月28日に新型インフルエンザ感染症の発生を正式に宣言したところですが、これに伴い、政府に新型インフルエンザ対策本部を設置し、対応を図っているところであります。

今後、各医療機関から抗インフルエンザ薬の卸売販売業者に対して、多くの発注が予想されます。

しかし、各医療機関が大量に発注をすると、偏在が発生する可能性があることから、貴職におかれましては、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給に協力いただきたく、下記の事項につき、貴会所属の会員に周知されるようお願いいたします。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

記

1. 今後抗インフルエンザ薬の発注をする際には、製造販売業者と数量、納入時期等を調整した上で行うこと。
2. 卸売業者が過剰な在庫を抱えることの無いよう、管内医療機関からの要望を踏まえた、適切な発注とすること。
3. 製造販売業者との連絡を密にし、抗インフルエンザウイルス薬の在庫については、毎日製造販売業者に報告すること。
4. 医療機関等において診療に支障を来す場合を除いて、抗インフルエンザウイルス薬を分割して納入すること。